

# 東京都区市町村における 支部の設置について



公益社団法人東京都栄養士会

# 東京都栄養士会支部と地域包括ケア

## 医療機関・福祉施設

・診療報酬、介護報酬に関わる指導等

医師会・歯科医師会・薬剤師会等

## 公的機関

- ・総合事業
- ・各種教室とイベント
- ・介護予防教室
- ・配食サービス
- ・地域ケア会議 等

## 民間企業、NPO等

- ・各種イベント・講演
- ・健康サポート薬局支援

医療機関  
福祉施設  
医師会等

東京都  
栄養士会支部

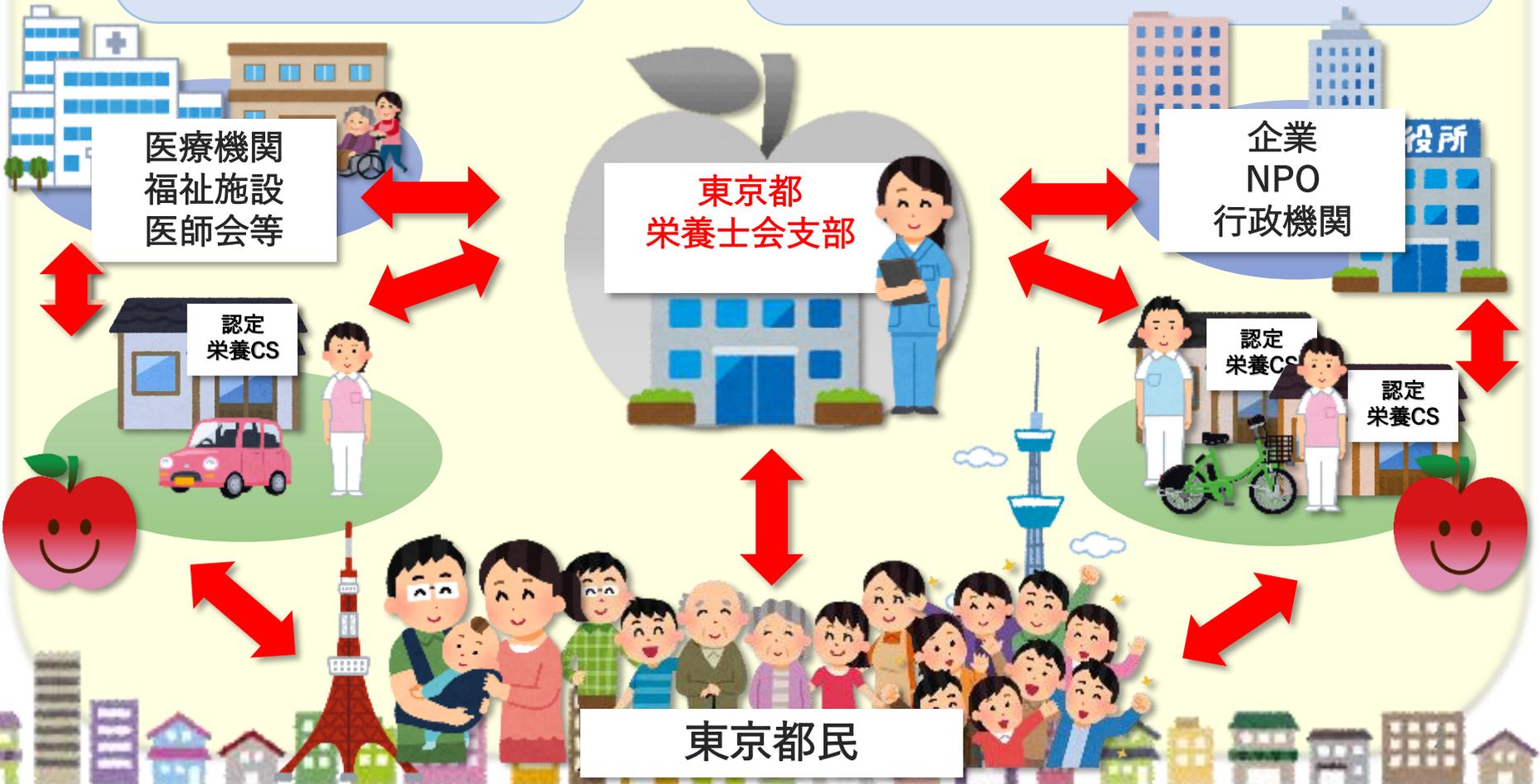
企業  
NPO  
行政機関

認定  
栄養CS

認定  
栄養CS

認定  
栄養CS

東京都民



# 公益社団法人東京都栄養士会が 推進する支部の設置



管理栄養士・栄養士の同職種連携のもと、

- ①地域包括ケアシステムへの対応
- ②災害時における対応および支援体制  
(JDA-DAT・行政機関等との連携) の構築



**地域住民の栄養ケアを推進**

# これまでの災害時のシステム

組織	役割	課題
JDA-DAT 東京都栄養士会	災害時要配慮者等に対する栄養・食生活指導 疾病者用食品の提供等	<ul style="list-style-type: none"><li>被災地の正確な情報が把握できない</li><li>支援の遅れ</li></ul>
特殊栄養食品ステーション	災害対策本部からの要請を受け設置	<ul style="list-style-type: none"><li>連携、情報提供先が不明</li></ul>

栄養士、 管理栄養士	役割	課題
行政栄養士 (保健所・保健センター、 区市役所、村町役場などに所属)	栄養士会やJDA-DAT等 関係機関と調整役を担う	<ul style="list-style-type: none"><li>自身が被災者</li><li>多くの対応に追われ、 情報発信が困難</li></ul>
公立学校・保育所栄養士等	教育現場から現状を把握	<ul style="list-style-type: none"><li>連携、情報提供先が不明</li></ul>

# 課 題

- 市区町村の災害担当部局に、管理栄養士の参画が少ない（乏しい）
- 市（区）役所、町（村）役場、教育委員会（学校等）、保育所等に勤める管理栄養士・栄養士同士の災害時の連携体制が必ずしも十分ではない
- 市（区）役所、町（村）役場、教育委員会（学校等）、保育所等に勤める管理栄養士・栄養士と市区町村内の施設等に勤務する管理栄養士・栄養士同士の連携体制が十分ではない。
- 被災地の連携先が明確ではないため、特殊栄養食品ステーションの適所設置ができず、災害支援が遅れる。

# 平常時

## 防災訓練の実施

## 災害協定の締結



### 区市町村 支部活動

- ◆医療 ◆公衆衛生 ◆福祉
- ◆地域活動 ◆研究教育
- ◆勤労者支援 ◆学校研究教育

# 新しい災害時のシステム



公益社団法人東京都栄養士会は、管理栄養士・栄養士の同職種連携の基、①地域包括ケアシステムへの対応②災害時における対応および支援（JDA-DAT・行政機関等との連携）体制を構築し、地域住民の栄養ケアを推進することを目的に、区市町村に支部の設置を推進しています。

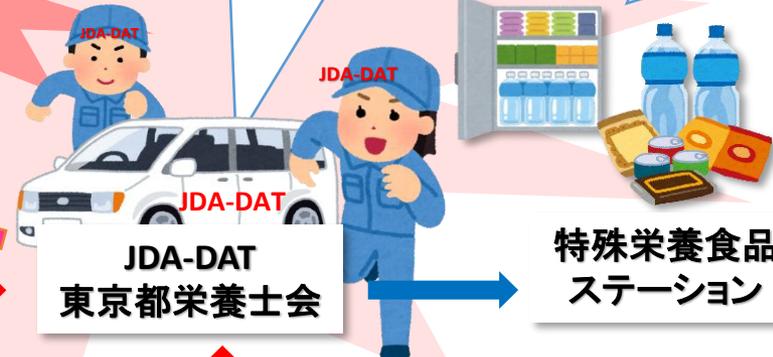
## 発災

災害時要配慮者等に対する栄養・食生活指導  
疾病者用食品の提供等

災害対策本部からの要請を受け設置

栄養士会やJDA-DAT等  
関係機関と調整役を担う

## 被災地支援



特殊栄養食品  
ステーション

## 行政栄養士

JDA-DAT  
東京都栄養士会

## 区市町村 支部

東京都災害対策本部

圏域災害対策本部

被災市区町村災害対策本部

公立学校・保育所栄養士等

JDA-DATの業務を引き継ぎ  
被災者支援を継続

# 効果（改善点）①



- 市区町村の災害担当部局に、管理栄養士の参画が少ない（乏しい）
- 市（区）役所、町（村）役場に勤める管理栄養士・栄養士同士の災害時の連携体制が必ずしも十分ではない

→ 市区町村に支部を設置し、支部の栄養士を通して、市（区）役所、町（村）役場、教育委員会（学校等）、保育所等の栄養士の連携を図る。

## 効果（改善点）②



- 市（区）役所、町（村）役場、教育委員会（学校等）、保育所等に勤める管理栄養士・栄養士と市区町村内の施設等に勤務する管理栄養士・栄養士同士の連携体制が十分ではない。

→ 市区町村に支部を設置することで、被災地の保健所の行政栄養士の業務補助を行い、円滑な被災者支援につなげる。

# 効果（改善点）③



- 被災地の連携先が明確ではないため、特殊栄養食品ステーションの適所設置ができず、災害支援が遅れる。
- 特殊栄養食品ステーションを支部の栄養士が運営協力し、被災者に食事・栄養の情報発信や特殊栄養食品の提供を円滑に実施する。

# 支部に関するQ&A



質問1：支部は災害時の一時的な設置か、それとも常時設置を想定しているのか。

回答：東京都栄養士会で進めている「支部」は、地域包括ケア推進のため、地域住民への栄養ケアの充実・向上を図るものであり、万一の災害時には、災害支援の一端を担うものであることから、常時設置としている。

# 支部に関するQ&A



質問2：支部が災害時に支援する期間の開始、終了はどこから依頼されるのか。

回答：都から「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書」に基づく栄養士の派遣要請があった場合は、東京都栄養士会が都と調整し該当支部に依頼する。

# 支部に関するQ&A



質問3：支部が常時設置の場合、災害時以外の機能・役割はどのようなものか。

回答：地域包括ケア推進のため、地域住民への栄養ケアの充実・向上を図る取り組みを行う。特に指定はなく、その地域の特徴によって柔軟に対応できる。

# 支部に関するQ&A



質問 4 : 運営費はどこから提供されるのか。

回答 : (公社) 東京都栄養士会の予算で運営される。

質問 5 : 支部の栄養士の条件はあるか。

回答 : (公社) 東京都栄養士会の会員であることが条件。

# 支部に関するQ&A



質問 6：支部は少なくとも何名必要か。

回答：支部長 1 名、副支部長 1 名以上の他、必要に応じた運営委員が必要。

質問 7：支部の人材募集への取組は？

回答：当該市区町村で活動を行う管理栄養士・栄養士に対して、研修等の機会でその目的を周知する等、取組んでいる。

# 葛飾区支部



- 構成員 役員：支部長 1名、副支部長 2名、事務局 1名  
会員：役員 4名、他 30名（2020年6月時点）  
\* 東京都葛飾区に在勤、在住、葛飾区支部の活動に参画できる管理栄養士・栄養士をもって構成

## • 設立までの過程

- 2019年 8月；葛飾区医療福祉関係栄養士連絡会 ※1 にて、葛飾区支部の活動 ※2 への参画者を募る
- 9月；会則、会員名簿、役員名簿を作成し、東京都栄養士会へ提出
- 10月；東京都栄養士大会において支部認定を受ける

## • 持続的な運営方法

LINE グループや zoom 等の活用による会員間での情報共有

- \* 診療報酬・介護報酬改定等に関する情報、研修会情報、日常業務の相談等

### ※1 葛飾区医療福祉関係栄養士連絡会

葛飾区内の医療・福祉施設に勤務する管理栄養士同士の情報交換を目的とし、地域内のネットワークを充実させるため、2012年5月、葛飾区保健所葛飾区健康部 健康づくり課を中心に発足（年4回定期開催）

### ※2 葛飾区支部の活動

会員自身の資質向上、地域住民の栄養改善、健康増進および疾病予防等に寄与・貢献することを目的として活動

- 構成員

管理栄養士 10名

所属（病院 3、教育機関 2、歯科診療所 1、  
介護支援事業所 1、保育園 1、フリーランス 1、地域 1）

- 設立までの過程

行政機関の委託事業の受託、および災害時の対応を目的に  
設立

- 持続的な運営方法

構成員の研修に係る負担を軽減するため、研修は新宿食支援  
研究会で毎月行われている栄養士介護食研究会の研修と合同  
で行い、任意参加としている。

人員確保のため、同職域の具体的な業務を直接マンツーマン  
で学習出来る機会を設けている。

- ・ 構成員

足立区在勤・在住の管理栄養士・栄養士  
支部長 1 名、副支部長として、公衆衛生・地域活動・福祉  
学校健康教育・医療部門の代表としてそれぞれ 1 名配置

- ・ 設立のまでの過程

足立区では各職域での繋がりが元々あり、都栄から支部化の打診があった際に、行政栄養士が中心となって、各職域に働きかけ、支部化設立となった

- ・ 持続的な運営方法

運営についてメールで打ち合わせを行っている。また、不定期ではあるが、支部長と各副支部長が集まり会議を実施

- 構成員：会員数15名
- 設立までの過程

2019年  
10月 東村山市在住在勤栄養士勉強会を実施（東村山市役所いきいきプラザ）  
講師 駒沢女子大学／緑風荘病院 西村一弘先生  
「診療報酬・介護報酬同時改定について」

- 市役所の管理栄養士の協力を得て実施しました  
（病院、介護福祉施設、老人保健施設などの管理栄養士が参加）
- 支部設立の提案をして、参加者より承認されました

11月  
12月 支部会規則や会員名簿の整備

2020年  
2月 東京都栄養士会より支部設立の承認を受けました

- 持続的な運営方法

- 東村山市役所との連携
- 会員による地域活動の継続
- 研修会を開催し、会員間の情報共有や連携を行う（WEB）
- 管理栄養士業務の相談（診療報酬や介護報酬に関する問い合わせ等）

- 構成員:36名

- 設立のまでの過程

八王子市では職域ごとの研究会、栄養士会などの活動はありましたが、職域を越えての連携はありませんでした。

そこで、お互いが交流し、より効果的な活動を行うために八王子支部を発足しました。支部化にすることで、同職種が職域を越えて顔の見える関係作りを築くことで気軽に相談し合える仲間として、地域包括ケアシステムにおける食支援や食育活動、災害時支援等、様々な地域活動を推進していきたいと考えています。

- 持続的な運営方法

支部会員も少ないため、現在は「南多摩地域栄養士協議会」と連携した、研修会・セミナー等の開催を行っております。